

## 宮城県福祉サービス第三者評価機関 認証申請書の添付書類に係る留意事項

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱第4条の規定により提出いただく認証申請書の添付書類は、宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「認証要領」という。）第1条の規定のとおりですが、記載に当たっては、下記に留意願います。

### 1 定款、寄附行為等

定款等において、目的として、**福祉サービス第三者評価事業を実施する旨の定めがあることが必要です**。定めのない場合は、各自定款変更の手続きを行い、変更認可後の定款を添付してください。なお、申請までに変更認可が間に合わない場合は、申請中の定款案を添付願います。

### 2 法人に係る登記事項証明書

上記1と同様、定款等において、目的として、福祉サービス第三者評価事業を実施する旨の定めがない場合は、登記後に再度、速やかに登記事項証明書を提出してください。

### 3 事業概要（事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別等）を含む。）

事業概要の作成に当たり、評価予定数の把握が困難な場合は、申請段階での見込み数を記載してください。併せて、第三者評価事業の内容に関する規程（運営に関する規程）を作成してください。規程には、最低限、次の内容が定められていることが必要です。

- ① 評価実施機関の名称
- ② 評価実施機関の所在地
- ③ 評価の目的・基本方針
- ④ 事業推進責任者及び評価調査者
- ⑤ 評価の実施方法（認証要領第1条第12号「評価の手法・手順等に関する規程」で定めている場合は、その旨の記載で構いません。）
- ⑥ 実施する評価対象のサービス
- ⑦ 費用
- ⑧ 苦情対応
- ⑨ 事故対応及び損害賠償
- ⑩ 評価調査者の研修

### 4 決算書

申請段階における直近の決算書を提出してください。

### 5 法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類

法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容が分かる資料（任意の様式で構いません。）を添付してください。

### 6 評価調査者名簿

認証要領様式3「評価調査者名簿」に加えて、「経歴書」を併せて提出願います。

### 7 守秘義務に関する内容を含む倫理規程

第三者評価事業の実施に当たり、守秘義務や評価の公正性、中立性の保持等の倫理について定めた規程を作成し、提出してください。

## 8 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制等に関する規程

上記3「事業概要（事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別等）を含む。）」で定められている場合は、別途提出する必要はありません。

## 9 評価の手法・手順等に関する規程

第三者評価の手法や手順等が分かるように具体化した規程を作成し、提出してください。

## 10 宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第2条に定める評価基準のほかに、独自の評価基準を設ける場合は、その評価項目

宮城県の評価基準と別に評価機関独自の項目を追加して設ける場合は、その項目を提出してください。提出に当たっては、独自の項目に係る次の事項を任意の様式に記載してください。（評価項目、判断基準、評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点等）

なお、宮城県が定めた評価項目よりも少ない項目では、認証を受けることはできません。

## 11 評価料金表

評価機関は、評価に要する料金を明らかにしておく必要があります。料金設定は各評価機関が独自に行いますが、評価の対価として受審する福祉サービス事業者の理解が得られる金額であることが必要です。

具体的には、サービス種別、施設の定員、利用者調査の有無、評価項目に評価機関が独自項目をオプションとして設定する場合など様々な料金設定が考えられます。それら変動要素を勘案し、適切な評価料金を設定してください。